

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は  
居住困難区域内の償却資産の代替償却資産に係る固定資産税の特例適用申告書



受付印

二本松市長

年 月 日

〒

申告者

住所(所在地)

氏名(名称) (印)

電話番号

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する償却資産に代わる償却資産を取得したので、地方税法附則第56条第15項の規定に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産			

警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産の所有者と代替昇格資産の所有者の関係( )

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額 (円)
構築物及び建物附属設備		
機械及び装置		
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		
合計		

備考 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## 特例の内容と適用要件

### 1 対象者

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産(以下「警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産」という。)の所有者。償却資産が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。
- (2) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産の所有者に相続が生じたときにおける相続人等
- (3) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産の所有者が法人である場合において、当該法人に合併が生じたときの合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は当該法人が分割によりその償却資産に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人

### 2 被災償却資産の要件

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する償却資産

### 3 代替償却資産の要件

警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産の代わりとして取得した償却資産(原則として警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途も同一のもので、代替償却資産であると市長が認めるもの)に限ります。

### 4 代替償却資産の取得期間

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日から警戒区域設定指示が解除された日又は居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日まで

### 5 特例の内容

代替償却資産の固定資産税の課税標準額について、取得の翌年から4年度分は2分の1に軽減します。

### 6 添付書類等

- (1) 代替償却資産対照表
- (2) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に償却資産を所有していた旨を証する書類
- (3) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産が所在したことを確認できる書類  
⇒ 「平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書」(写)等
- (4) 代替償却資産の所有者が警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の償却資産の所有者の相続人  
⇒ 「戸籍謄本」(写)
- (5) 合併後存続する法人、合併により設立された法人等であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記事項証明書」(写)
- (6) 必要に応じて、前記以外の書類を提出していただく場合もあります。また、被災償却資産の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。

※ 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日は、平成23年3月11日です。